

高齢者肺炎球菌予防接種についてのお知らせ

保健医療課 ☎42-5633

①今年度末年齢が65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳
②60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があ

【副反応について】
まれに、血小板減少などの重い副作用が報告されています。そのほかに、注射部位の疼痛や倦怠感を感じる人がいます。

【肺炎球菌ワクチンとは?】
肺炎球菌ワクチンには「ニューモバックスNP(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライド)」が使用され、高齢者の肺炎の中で、最もかかる確率が高い「肺炎球菌」という細菌感染を予防するワクチンです。

高齢者の肺炎球菌予防接種券が届いた方は、高齢者肺炎球菌予防接種の対象者です。この予防接種は義務ではありません。あくまで本人のご希望により接種してください。

【接種回数】1回
※1回の接種で5年間効果が持続するといわれています。

【接種場所】
市と委託契約をしている市内及び市外の医療機関

【自己負担金】
2,000円

※医療機関によっては2,000円以上のところがあります。

口座振替による国民年金前納割引制度のお知らせ

三次年金事務所 ☎0824-62-3107

振替方法	1回あたりの納付額	割引額	2年分に換算した割引額
①2年前納	366,840円	15,360円	15,360円
②1年前納	183,160円	3,920円	7,840円
③6か月前納	92,480円	1,060円	4,240円
④当月末振替(早割)	15,540円	50円	1,200円
⑤翌月末振替	15,590円	なし	なし

【口座振替の割引制度とは?】
国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の1か月当たりの保険料は、1万5,590円(平成27年度)です。
口座振替の方法は、①2年前前納(4月～翌年3月分)、②1年前前納(4月～9月分、10月～翌年3月分)、④当月末振替(早割)、⑤翌月末振替の5種類があります。
①～④は割引があり、平成27年度の割引額(口座振替)は左表のとおりです。なお、現金納付についても前納すれば割引があります。

【注意】

- 現金納付は、1か月早く納付しても割引はありません。
- 既に口座振替で毎月納付されている方も、前納に変更する場合にはあらためて手続きが必要です。
- 口座振替が開始されるまで、2か月程度かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ①②及び③の4月分から9月分は2月末、③の10月分から翌年3月分については8月末が申込期限となりますので、早めにお申し込みください。

【口座振替の申し込み手続き】

口座振替の申し込みには基礎年金番号と口座名義人の記入及び金融機関への届出印(通帳印)が必要となります。基礎年金番号については、年金手帳や納付書で確認ください。申込用紙は、金融機関、市役所、年金事務所の窓口にて備え付けています。
口座振替の申し込みは、口座をお持ちの金融機関・郵便局、市役所、年金事務所です。

マイナンバー(個人番号)よくある質問Q&A

総務課(マイナンバー専用電話) ☎42-5641



Q 個人番号カードは必ず作らなければならないのでしょうか?
A 個人番号カードの申請は任意となっております。しかし、手当の申請や申告などの手続きをするときに、マイナンバーの確認と本人確認をするために使えます。
Q 個人番号カードに申請期限がありますか?
A 個人番号カードの申請期限は設けておりません。
Q マイナンバーはどのような場面で使うのですか?
A 国の行政機関や地方公共団体などが社会保障、税、災害対策の分野で利用することになります。雇用保険、医療保険の手続きや生活保護、児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きで申請書などにマイナンバーの記載が求められます。また、税や社会保険の手続きを勤務先の事業主や金融機関などが個人に代わって行う場合があります。勤務先に加え、一定の取引のある金融機関にマイナンバーを提示する場合があります。

マイナンバー(個人番号)の通知カードが届いていない方へ
総合窓口課 ☎42-5616
通知カードは簡易書留(転送不要)で世帯ごとに郵便局から配達されています。次の場合は、市役所に返送されています。該当の方へは、お知らせ文を送付いたしますので、平成28年3月末(保管期限)までにお受け取りください。
①受取人不在で郵便局の保管期限を経過した場合
②郵便物の転送届を郵便局にしている場合
※通知カードは、吉田町の方は本庁総合窓口課、その他の町の方は各支所窓口係で保管しています。
※受取には、認印と本人確認物(写真付きの場合は1点、写真なしの場合は2点)をお持ちください。
※同一世帯員以外の方が代理で受取に來られる場合には、委任状が必要となります。

消費税課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立をお願いします

吉田税務署 ☎42-0008



下の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に業種別に積立目安月額を表示した「積立目安額一覧表」です。

区分	卸売業(第1種事業)		小売業(第2種事業)		農業、林業、漁業、建設業、製造業など(第3種事業)		飲食店業など(第4種事業)		金融・保険業、運輸通信業、サービス業など(第5種事業)		不動産業(第6種事業)	
	年間課税売上高	各月売上高	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する納税額の目安率	0.80%		1.60%		2.40%		3.20%		4.00%		4.80%	
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	4.0
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	6.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	8.0
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	10.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	12.0

※例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約2万7,000円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%)

納税資金を毎月積立て...



⇒ 金融機関に預けて...



⇒ 積立てた口座から



※個人事業者の方は、便利な振替納税をご利用ください。
※法人の方は、便利なダイレクト納付をご利用ください。